

改正 2011年4月1日 2015年4月1日  
2017年4月1日 2020年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学則（以下「学則」という。）第96条第4項に基づき中京大学（以下「本学」という。）の科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

(種類)

第2条 本学における科目等履修生の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 科目等履修生（一般） 次条第1項第1号に該当する者
- (2) 科目等履修生（高校生） 次条第1項第2号又は第3号に該当する者

(申請資格)

第3条 科目等履修生として学部及び教育院の開講科目（以下「科目」という。）の履修を申請することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学則第81条各号のいずれかに該当する者
  - (2) 本学と高大連携に関する覚書を締結している高等学校又は中等教育学校の生徒のうち、当該学校長の許可を受けた者
  - (3) 科目履修のときに、高等学校若しくは中等教育学校の最終学年に在籍する者又はこれに相当する教育機関の相当する学年に在籍する者
- 2 前項に規定する者のうち外国人留学生については、履修する期間の在留資格を既に有している場合に限り、履修を申請することができる。

(申請手続)

第4条 科目等履修生として科目の履修を希望する者は、本学の指定する期間内に、次に掲げる書類に、所定の選考料を添えて、申請するものとする。ただし、科目等履修生（高校生）については、この限りでない。

- (1) 科目等履修生志願書
- (2) 最終学校の卒業（見込み）証明書又は在籍証明書
- (3) 最終学校の成績（単位修得見込み）証明書
- (4) その他関係学部教授会又は教育院教授会が指定するもの

(受入審査)

第5条 科目等履修生の受入審査は、授業科目を開講する学部教授会又は教育院教授会が行うものとする。

(科目の履修手続)

第6条 前条の審査の結果により、科目の履修を許可された者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、学則第21条第1項に規定する科目等履修生登録料及び科目等履修料を納付しなければならない。ただし、科目等履修生（高校生）については、この限りでない。

2 科目等履修生登録料及び科目等履修料については、徴収猶予を行わない。

(科目の履修許可)

第7条 学長は、前条の履修手続を完了した者に、科目の履修を許可する。

(科目の履修期間)

第8条 科目の履修期間は、当該年度の学期初めから当該学期又はその年度の終わりまでとする。

2 科目等履修生が引き続き科目の履修を希望する場合は、改めて申請するものとする。

(履修許可科目及び単位数)

第9条 履修を許可することができる授業科目は、当該学部教授会又は教育院教授会が決定する。

2 履修を許可することができる単位数は、1年度間につき、30単位以内とする。ただし、科目等履修生（高校生）については、この限りでない。

(試験並びに成績評価及び単位授与)

第10条 科目等履修生に対する試験並びに成績評価及び単位授与は、学則第76条から第79条までの規定を準用する。

(単位及び在学年数の認定の流用制限)

第11条 科目等履修生として修得した単位は、正規の課程の単位とみなさない。ただし、当該科目等履修生が本学の正規の課程に入学した場合、当該学部教授会又は教育院教授会は、その単位を正規の課程の単位として認めることができる。

2 科目等履修生として本学に在学した年数は、本学の正規の課程の在学年数に換算しない。

(各種証明書の発行)

第12条 科目等履修生として在籍した期間及び修得した単位については、本人の請求により在籍証明書及び成績・単位修得証明書を発行することができる。

(履修の取消し)

第13条 科目等履修生が、学則第28条に規定する事由に該当する場合は、その履修を取り消すことができる。

(その他)

第14条 科目等履修生に関することは、この規程に定めるもののほか、学則に定める正規の課程の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教務委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。